

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第67号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(四日市市食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 四日市市食品衛生法施行細則(平成20年四日市市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)から当該営業を譲り受けた者が前項の営業許可申請書・営業届出書(新規・更新)(第3号様式)を提出するに当たっては、施行規則第67条第5項に掲げる事項(第8条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項)のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p><u>3 許可営業者から当該営業を譲り受けた者で、前項の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第1項の営業許可申請書・営業届出書(新規・更新)(第3号様式)に添えて、提出しなければな</u></p>

2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、許可の有効期限満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、当該許可の有効期限満了日の10日前までに営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第3号様式）を提出するものとする。

（許可業者の地位の承継の届出）

第7条 施行規則第67条の2第1項、第68条第1項、69条第1項及び第70条第1項に規定する地位の承継の届出は、地位承継届出書（第4号様式）によるものとする。

2 施行規則第67条の2第1項に規定する地位の承継の届出にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

らない。

4 許可業者が、許可の有効期限満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、当該許可の有効期限満了日の10日前までに営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第3号様式）を提出するものとする。

（許可業者の地位承継の届出）

第7条 施行規則第68条第1項、69条第1項及び第70条第1項に規定する地位の承継の届出は、地位承継届出書（第4号様式）によるものとする。

第1号様式を次のように改める。

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第9号様式を次のように改める。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

(四日市市興行場法施行細則の一部改正)

第2条 四日市市興行場法施行細則(平成20年四日市市規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による譲渡、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、<u>興行場営業譲渡承継届出書(第2号様式の2)</u>、興行場営業相続承継届出書(第3号様式)、興行場営業合併承継届出書(第4号様式)又は興行場営業分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>	<p>(承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業相続承継届出書(第3号様式)、興行場営業合併承継届出書(第4号様式)又は興行場営業分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

(四日市市旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 四日市市旅館業法施行細則(平成20年四日市市規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(営業者の地位承継の承認申請)</u></p> <p><u>第5条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業事業譲渡承継承認申請書(第1号様式の2)によるものとする。</u></p> <p>第6条 省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(合併用)(第2号様式)及び旅館業営業承継承認申請書(分割用)(第2号様式の2)によるものとする。</p>	<p><u>(営業者の地位承継の承認申請)</u></p> <p>第6条 省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(合併用)(第2号様式)及び旅館業営業承継承認申請書(分割用)(第2号様式の2)によるものとする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式から第3号様式までを次のように改める。

(四日市市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第4条 四日市市公衆浴場法施行細則(平成20年四日市市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(譲渡の場合の承継の届出)</u> <u>第2条の2 省令第1条の2第1項の</u> <u>譲渡による営業者の地位の承継の届</u> <u>出書は、公衆浴場営業譲渡届出書(第</u> <u>1号様式の2)によるものとする。</u></p>	

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

(四日市市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 四日市市クリーニング業法施行細則(平成20年四日市市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地位の承継届)</p> <p>第7条 法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出は、<u>クリーニング所等営業譲渡承継届出書(第4号様式の2)</u>、クリーニング所等営業相続承継届出書(第5号様式)、クリーニング所等営業合併承継届出書(第6号様式)又はクリーニング所等営業分割承継届出書(第7号様式)によるものとする。</p>	<p>(地位の承継届)</p> <p>第7条 法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出は、クリーニング所等営業相続承継届出書(第5号様式)、クリーニング所等営業合併承継届出書(第6号様式)又はクリーニング所等営業分割承継届出書(第7号様式)によるものとする。</p>

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

(四日市市美容師法施行細則の一部改正)

第6条 四日市市美容師法施行細則(平成20年四日市市規則第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地位の承継届)</p> <p>第4条 法第12条の2第2項に規定する届出は、<u>美容所開設者事業譲渡承継届出書(第2号様式の2)</u>、美容所開設者相続承継届出書(第3号様式)、美容所開設者合併承継届出書(第4号様式)又は美容所開設者分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>	<p>(地位の承継届)</p> <p>第4条 法第12条の2第2項に規定する届出は、美容所開設者相続承継届出書(第3号様式)、美容所開設者合併承継届出書(第4号様式)又は美容所開設者分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

(四日市市理容師法施行細則の一部改正)

第7条 四日市市理容師法施行細則(平成20年四日市市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地位の承継届)</p> <p>第4条 法第11条の3第2項に規定する届出は、<u>理容所開設者事業承継届出書(第2号様式の2)</u>、理容所開設者相続承継届出書(第3号様式)、理容所開設者合併承継届出書(第4号様式)又は理容所開設者分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>	<p>(地位の承継届)</p> <p>第4条 法第11条の3第2項に規定する届出は、理容所開設者相続承継届出書(第3号様式)、理容所開設者合併承継届出書(第4号様式)又は理容所開設者分割承継届出書(第5号様式)によるものとする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

(四日市市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 四日市市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第10号様式を次のように改める。

第13号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市と畜場法施行細則 (平成 2 0 年四日市市規則第 5 3 号)	(略)	
四日市市任意予防接種費用補助金交付規則 (平成 2 3 年四日市市規則第 4 5 号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市と畜場法施行細則 (平成 2 0 年四日市市規則第 5 3 号)	(略)	

<u>四日市市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第54号）</u>	<u>第3号様式、第6号様式、第7号様式、第10号様式及び第13号様式</u>	
四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成23年四日市市規則第45号）	（略）	
（略）		

（健康福祉部衛生指導課）

（健康福祉部食品衛生検査所）